

福島県知事許可業者の皆様へ

平成22年10月15日、経営事項審査の審査基準が改正され、平成23年4月1日から新基準に基づく経営事項審査が施行されます。

1 審査基準改正の概要

1) 技術者に必要な雇用期間の明確化

評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定する。

2) 完成工事高の評点テーブルの上方修正

完成工事高（X1点）及び元請完成工事高（Z2点）について、評点テーブルを上方修正する。

3) 再生企業に対する減点措置

再生企業（民事再生企業及び会社更生企業）について、社会性等（W点）の評価で以下の減点措置を創設する。

① 再生期間中（手続開始決定日から手続終結決定日まで）は、一律マイナス60点の減点

② 再生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタート

※ 平成23年4月1日以降に再生（更生）手続開始の申立を行う企業から適用。

4) 社会性等（W点）の評価項目の追加

① 建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法に規定する「建設機械」のうち、災害時に使用される代表的な建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル）について、所有台数に応じて加点評価を行う。なお、建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、経営事項審査の有効期間（1年7ヶ月）中の使用期間（審査基準日を起算日とする）が定められているリースについても、同様に扱う。（1台につき1点、最高15点）

② ISOの取得状況

ISO9001及びISO14001の取得状況（登録範囲に建設業が含まれている場合及び会社単位で取得している場合に限る）について、評価項目に追加する。

（片方で5点、両方で10点）

2 虚偽申請防止対策の強化

- 経営状況分析機関が行う疑義項目チェックの再構築
- 審査行政庁が行う相関分析の見直し・強化
- 審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

3 今後のスケジュール

○虚偽申請防止対策の強化 平成23年1月1日から適用

○経営事項審査基準改正

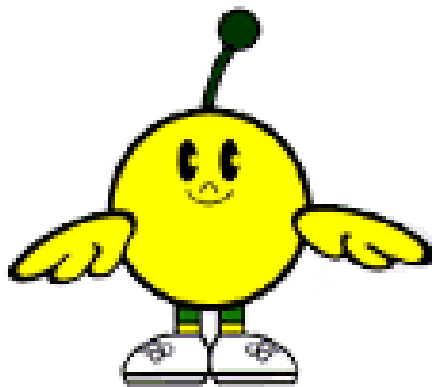
平成23年4月1日以降の申請から、改正後の審査基準（以下「新基準」という）に基づき審査を行う予定です。

また、既に受審済みの方（改正前の審査基準（以下「旧基準」という）の経審結果通知書をお持ちの方）を対象とした新基準での再審査申請についても平成23年4月1日以降行う予定です。

審査日程及び「経営事項審査申請要領（改訂版）」等の追加情報については、下記福島県土木部建設産業室のホームページに随時掲載する予定ですので、ご覧ください。

福島県土木部建設産業室ホームページ（“福島県建設産業室”で検索してください）

http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=10871



よろしくお願ひします

お問い合わせ先 福島県土木部建設産業室 電話024-521-7452

(参照条文)

○建設機械抵当法

(昭和二十九年五月十五日)

(法律第九十七号)

(定義)

第二条 この法律で「建設機械」とは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事の用に供される機械類をいう。

2 前項の機械類の範囲は、政令で定める。

○建設機械抵当法施行令

(昭和二十九年十一月十三日)

(政令第二百九十四号)

(建設機械の範囲)

第一条 建設機械抵当法(以下「法」という。)第二条第一項の機械類の範囲は、別表のとおりとする。

別表 (抄)

(昭四八政一四一・全改)

種類	名称	範囲
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
3 トラクター類	ブルドーザー	自重が三トン以上のもの
	トラクターショベル	バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの